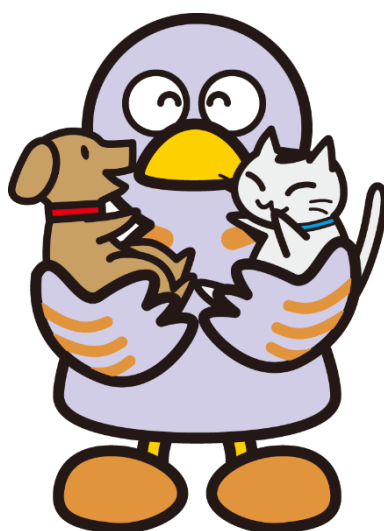


2021

埼玉県動物愛護管理推進計画

第二次改定版（令和3年度～令和12年度）



埼玉県マスコット「コバトン」



『動物愛護』とは、
『感情』ではなく、
『行動規範』である
という人がいます。

あなたにとって
『動物愛護』とは、
何ですか？

これから一緒に
考えてみませんか？

目 次

計画の見直しにあたって	1
-------------	---

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の趣旨	2
第2節 計画の基本的性格	3
第3節 計画の期間	3
第4節 計画の見直し	3
参 考：国の基本指針（施策別取組の概要）	4

第2章 動物の愛護及び管理に関する現状と課題

第1節 動物をとりまく社会背景の変化	6
第2節 埼玉県の実況	8
第3節 埼玉県の動物愛護管理行政	9
第4節 主要課題	11

第3章 課題に対する施策展開

第1節 適正飼養の推進	14
第2節 殺処分数の削減	22
第3節 動物取扱業の適正化	30
第4節 地域活動の推進	35
第5節 県民と動物の安全確保	41

第4章 計画の推進

第1節 計画の周知	50
第2節 関係機関との連携	50
第3節 推進体制の整備	51
第4節 計画の進行管理	51

計画の見直しにあたって

埼玉県は、県の動物愛護管理行政の方向性や具体的な施策を示す中長期的な計画として、平成20年3月に「埼玉県動物愛護管理推進計画（以下「本計画」という。）」を策定し、人と動物が共生する社会の実現に向けて、動物の適正飼養の推進をはじめ、犬猫殺処分数の削減、返還及び譲渡の推進、民間ボランティアとの連携体制の確保などの施策を展開しております。

本計画の策定後、国が定めている「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（平成18年環境省告示第140号、以下「基本指針」という。）」が平成25年8月に改正され、また「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号、以下「動物愛護管理法」という。）」の一部を改正する法律が平成25年9月に施行されたことから、平成27年3月に本計画の第一次改定を行い、県の動物愛護管理行政の更なる推進を図ってきました。

今般、国の基本指針が令和2年4月に改正され、動物愛護管理法の一部を改正する法律が令和2年6月に施行されたことから、これらの改正内容を踏まえ、本計画の第二次改定を行いました。

このたびの改定では、社会情勢の変化や各施策の進捗状況に合わせて計画内容を修正するとともに、計画期間を令和12年度までといたしました。

今後も引き続き、県民の皆さまとともに、私たちの良きパートナーである動物と共生する社会を目指し、本計画を基本として本県の動物愛護管理行政を進めてまいります。

どうぞ、皆さまの御理解、御協力をお願いいたします。

第 1 章 計画の概要

第 1 節 計画策定の趣旨

少子高齢化、核家族化の進行に伴い、動物（ペット）の存在も単なる愛玩目的に留まらず、伴侶動物として、家族の一員に迎え入れられるようになってきました。

また、人びとの価値観の多様化やライフスタイルの変化に伴い、犬や猫のような身近な動物に加え、今まであまりなじみのなかった外来動物までもがごく普通に飼養されるようになってきました。

こうした動物を取り巻く状況の変化に伴い、行政に寄せられる相談や要望も多様かつ複雑なものとなってきています。今後、動物を巡る諸問題を解決していくには、飼い主や事業者など動物と直接関わりをもつ人びとだけでなく、地域の理解や協力が不可欠であると言えるでしょう。

埼玉県では、動物に関わる全ての人びとが互いに理解を深め、人と動物が共生する社会の実現を目指しています。そこで、動物の愛護及び管理に関する施策の方向性や中長期的な目標を具体的に定めるとともに、継続性のある施策展開を図るための指標として、本計画を策定しています。

第2節 計画の基本的性格

本計画は、動物愛護管理法第5条に基づき環境大臣が定める基本指針に即して、動物愛護管理法第6条に基づき埼玉県内における施策を推進するために策定するものです。これにより、動物の愛護及び管理に関する施策の長期的な目標と全体像を明らかにし、県民の間に共通認識の形成を図るものです。

なお、本計画の実施対象区域については、原則として県内の政令指定都市及び中核市を含みます。

第3節 計画の期間

本計画の期間は、令和3年（2021年）度から令和12年（2030年）度までの10年間とします。

第4節 計画の見直し

動物をとりまく状況の変化に適時・的確に対応するため、本計画策定後の施策の進捗状況や目標の達成状況に依りて、適宜施策の実施方法の検討を行うとともに、計画改定後5年を経過した令和8年（2026年）度を目途として、本計画の見直しを行います。

参 考：国の基本指針（施策別取組の概要）

（１）普及啓発・多様な主体との相互理解の醸成

- ・動物愛護週間行事や適正飼養講習会等の実施、各種普及啓発資料の作成及び配布等による教育活動や広報活動等の実施
- ・動物の愛護及び管理に関する考え方や動物の取扱いに関する行動規範を中長期的に検討
- ・動物の展示利用の意義と課題及び動物の取扱いに関する基本的考え方の整理・検討

（２）適正飼養の推進による動物の健康及び安全の確保並びに返還・譲渡の促進

- ・終生飼養、不妊・去勢措置の徹底、所有明示措置の推進及び遺棄の防止等により犬・猫の引取りの減少を図る
- ・譲渡に適する動物の返還及び適正な譲渡促進により、令和 12 年度の殺処分数の平成 30 年度比 50%減を目指す
- ・譲渡が適切でない動物（治療困難、攻撃性等）及び引取り後死亡する動物については、飼い主責任の徹底や無責任な餌やりの防止により結果的に減らす
- ・団体への適正な譲渡の推進に向けた現状や課題の整理及び対応の検討
- ・返還又は譲渡の促進に向けた動物愛護管理センターの施設整備の推進
- ・虐待等の罰則が強化されたこと及び虐待の通報が獣医師に義務づけられたことの周知徹底
- ・遺棄及び虐待の防止に向けた警察との連携の推進

（３）周辺的生活環境の保全と動物による危害の防止

- ・地域猫活動の在り方に関する検討及び適切な情報発信
- ・無責任な餌やり行為が望ましくないことについての普及啓発の強化
- ・所有者のいない子犬及び子猫の発生を防止するための取組の推進
- ・多頭飼育問題等不適正な飼養への対応に向けた、福祉部局等との連携の強化及びガイドラインの作成
- ・特定動物の愛玩目的飼養が禁止されたことの周知及び遵守の徹底

（４）所有明示（個体識別）措置の推進

- ・マイクロチップ装着等について遺棄の防止や返還の促進を図る効果的な制度運用に向けた検討
- ・所有明示措置の必要性に関する啓発の推進及びマイクロチップ装着等の義務対象範囲の検討

(5) 動物取扱業の適正化

- 登録制度の遵守に加え、新たな規制（遵守基準の具体化、勧告及び命令の権限強化等）の着実な運用
- 地方公共団体の動物取扱業者に対する周知等に対する国の支援を検討
- 優良業者育成及び業界資質の向上のための動物取扱業者等の主体的な取組の促進

(6) 実験動物の適正な取扱いの推進

- 「3Rの原則」や実験動物の飼養保管等基準の周知推進及び遵守徹底
* 3R：代替法の活用（Replacement）、使用数の削減（Reduction）、苦痛の軽減（Refinement）
- 基準の遵守状況の実態把握及び公表
- 実験動物の飼養保管のための施策の在り方についての検討

(7) 産業動物の適正な取扱いの推進

- 地方公共団体の畜産部局及び公衆衛生部局との効果的な連携強化の検討
- 産業動物の飼養保管基準の周知や遵守の徹底

(8) 災害対策

- 都道府県以外の地方公共団体の地域防災計画等における動物の取扱い等に関する位置付けの明確化
- 地域の実情に応じたペットの一時預かりやペット連れ被災者に対する避難所等での対応が適切に行われるよう体制整備の推進
- ペットを連れた防災訓練の実施等による、飼い主や動物取扱業者等への避難対策の周知等の必要な体制整備の推進
- 被災地以外の自治体や民間団体との広域的協力体制の整備の推進

(9) 人材育成

- 国による行政担当者の専門知識や技術の習得に対する支援
- 地方公共団体等における協議会の設置及び動物愛護推進員等の委嘱の推進
- 官民連携事業の推進による専門的知識及び技能を保持する人材の育成

(10) 調査研究の推進

- 動物虐待等の該当性についての客観的な判断基準の分析・評価
- アニマルウェルフェアや動物愛護の考え方、課題、留意点等の整理
- 動物の殺処分方法について、基本的考え方や具体的手法を再整理
- 諸外国の制度や国内における動物の飼養保管の実態等に係る情報収集の実施

第2章 動物の愛護及び管理に関する現状と課題

第1節 動物をとりまく社会背景の変化

ペットを単なる愛玩目的の存在ではなく、人生の伴侶として人びとの暮らしに癒しと潤いを与えてくれる家族のような存在として位置付ける人が増えてきました。

その一方で、流行を追い求めるかのように時の話題となった特定の動物種に人気が集出し、動物たちが一過性のブームとして扱われているという現実もあります。

また、人びとの価値観の多様化やライフスタイルの変化に伴い、犬や猫のような身近な動物以外にも様々な動物がペットとして飼われるようになり、今まであまりなじみのなかった動物たちも海外から輸入されるようになりました。

好みの動物種や向き合う姿勢こそ様々ですが、動物と生活を共にする人の数は、確実に増加してきました。

こうしたペット飼育人口の増加や飼育動物種の多様化に後押しされ、ペット業界に参入する事業者も増えています。これまでにないペットブームの幕開けとともに、動物に関する様々な問題も発生するようになりました。

飼育マナーの欠如による近隣への迷惑行為や依然として後を絶たないペットの遺棄はもとより、動物を故意に傷つける虐待事件、ペット業者の経営破綻による多数の動物遺棄事件、さらに、捨てられた外来生物による日本固有の生態系の変化などがその例です。

こうした背景を踏まえ、平成17年に動物愛護管理法の改正が行われ、動物取扱業の登録制など新たな規定が盛り込まれました。

また、平成24年の動物愛護管理法の改正（平成25年9月施行）

では、動物取扱業の適正化や多頭飼育による周辺的生活環境悪化の防止、災害発生時の動物救護対策などの規定が追加されました。

そして、令和元年の動物愛護管理法の改正（令和2年6月から令和4年6月にかけて段階的に施行）では、特定動物（人の生命、財産等に害を加えるおそれがある動物）の愛玩目的飼養の禁止や動物取扱業者への指導及び監視の強化、所有明示措置の推進、愛護動物の虐待等の罰則強化などのさらなる規制の強化が行われました。

犬や猫などの平均寿命が延伸していることもあり、今後、私たちとペットの関係は、ますます密接なものになっていくでしょう。

しかし、同時に一定の節度をもって動物と接し、社会生活の構成員として必要なルールを守っていくことも求められます。

『飼い主としての責任を持って飼う』、どんなに社会が変化してもこの原則が変わることはありません。

第2節 埼玉県現状

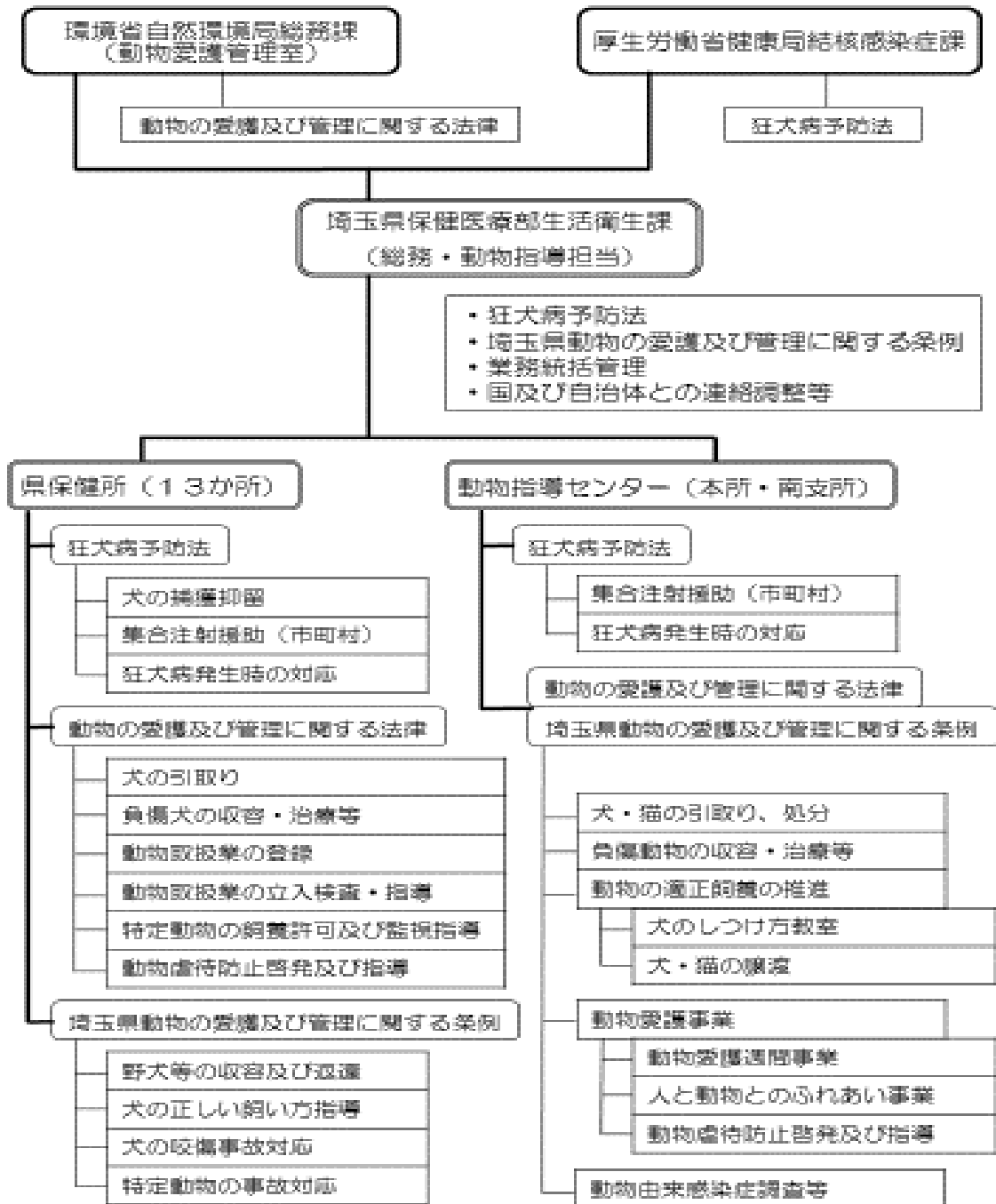
本県の人口は、平成14年に700万人を超え、平成27年の国勢調査では、全国で5番目に人口の多い県となっています。一般にペットの飼育割合も人口に比例すると考えられます。例えば、本県における狂犬病予防法に基づいた犬の登録数は、全国第5位（平成30年度）ですが、このことから、猫やその他の動物についても、本県が全国有数の保有県であると推測されます。

また、県民の平均年齢も全国で6番目に若く（平成27年国勢調査）、核家族世帯が多いことも本県の特徴です。急速な地域開発による都市型生活環境の拡大と相まって、近隣とのつながりの希薄化が予測され、動物に関するトラブルを巡って当事者間の対立が深刻化することも懸念されます。

さらに、大規模災害の発生時には都市部を中心とした多くの被災者とともに、被災するペットも多数発生することが予想されます。

第3節 埼玉県の動物愛護管理行政

◆ 埼玉県の動物行政 * 令和元年度末現在



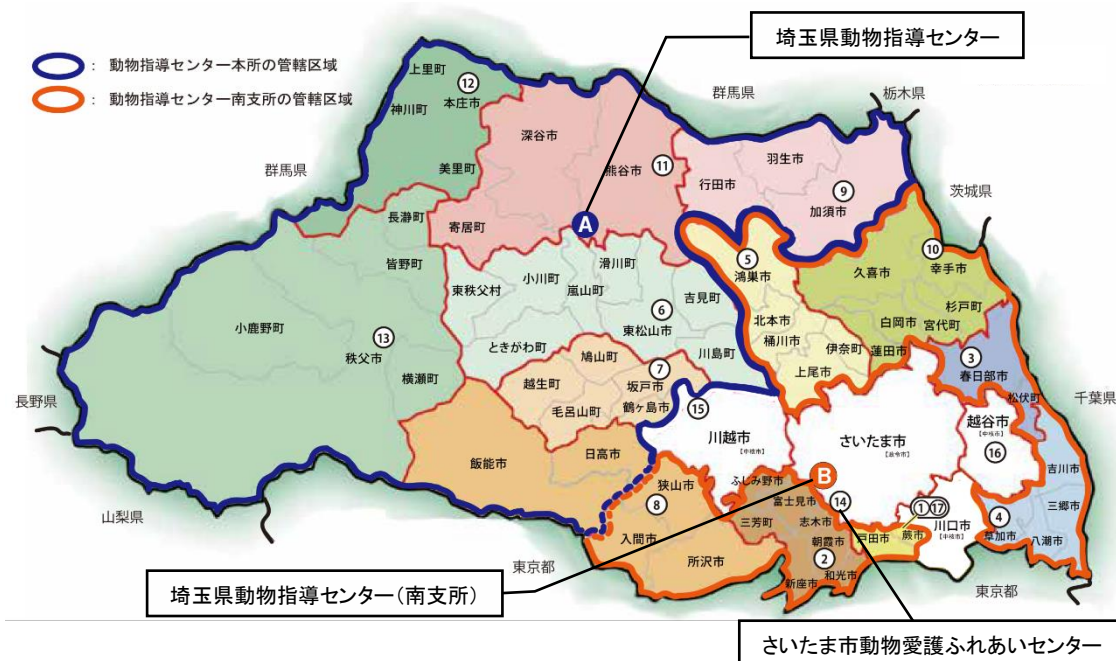
* 政令指定都市（さいたま市動物愛護ふれあいセンター）及び中核市が設置する保健所については、法令に基づく自治事務のほか、独自条例（さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例）や特例条例による埼玉県からの事務移譲（中核市）により、各々独自に動物愛護管理行政を行っている。

<各自治体の事務区分>

根拠 法令	業務内容	埼玉県		政令指定都市 (さいたま市)		中核市 (※)	その他 市町村	
		保健所	動物指導 センター	動物愛護 ふれあい センター	区役所	保健所		
動物 愛 護 管 理 法	動物愛護・適正管理の普及啓発	○	○	○		○	○	
	動物取扱業登録事務	○		○		△		
	特定動物飼養等許可事務	○		○		△		
	犬・猫の引取り事務	犬	○		○		○	
		猫		○	○		○	
負傷動物の収容事務	犬	○		○		○		
	猫等		○	○		○		
狂 犬 病 予 防 法	犬の登録事務			○	○	○	○	
	犬の狂犬病予防注射事務			○	○	○	○	
	登録・予防注射の普及啓発	○		○	○	○	○	
	犬の捕獲（抑留）事務	○		○		○		
	捕獲（抑留）犬の公示			○	○	○	○	

※川越市、越谷市、川口市

△県から権限移譲



【管轄保健所】

- ①南部保健所 ②朝霞保健所 ③春日部保健所 ④草加保健所 ⑤鴻巣保健所
 - ⑥東松山保健所 ⑦坂戸保健所 ⑧狭山保健所 ⑨加須保健所 ⑩幸手保健所
 - ⑪熊谷保健所 ⑫本庄保健所 ⑬秩父保健所
- ※中核市（⑮川越市保健所 ⑯越谷市保健所 ⑰川口市保健所）

第4節 主要課題

本計画において積極的な施策の推進が求められる動物の愛護及び管理に関する主な課題は、次のとおりです。

(1) 適正飼養の推進

動物の鳴き声、糞尿等による周辺への迷惑行為や多頭飼育に伴う迷惑行為をはじめ、無計画な繁殖行為がもたらす動物の遺棄や動物虐待などの問題を是正するため、飼い主（動物の所有者。所有者以外の者が飼養又は保管する場合はその者を含む。以下同じ。）の適正な飼養管理を推進する必要があります。

(2) 殺処分数の削減

保健所等に収容され不幸にも殺処分される動物の数を継続して削減していくことが必要です。

特に、犬の殺処分数が大幅に減少しているのに対し、猫の殺処分数は年々減少しているものの、犬に比べて依然多く、令和元年度には猫の殺処分数は犬の約6倍となっており、早急な対応が求められています。

(3) 動物取扱業の適正化

平成17年の動物愛護管理法の改正により、ペットショップなどの動物取扱業を営むには知事（政令指定都市及び中核市は、各市長）の登録を受けることが義務付けられました。

また、平成24年9月の動物愛護管理法改正では、販売業者をはじめとする動物を取扱う者全般に対する規制が更に強化され、翌平成25年9月から施行されました。

さらに、令和元年6月の動物愛護管理法改正では、特定動物の愛玩目的飼養の禁止や動物取扱業者への指導及び監視の強化、所有明示措置の推進、愛護動物の虐待等の罰則強化などが規定され、令和2年6月から令和4年6月にかけて段階的に施行されることになりました。

登録制度等の着実な運用により、県内の動物取扱業者の資質の向上を図ることはもとより、ペットショップ等の利用者に対しても事業者には標識等の掲示や販売前の事業所における現物確認及び対面説明の実施などが義務付けられたことの周知を図っていく必要があります。

(4) 地域活動の推進

動物が介在する問題には、地域社会に密着したものも多く、そのような問題の解決には、地域の実情に応じた取り組みが重要となります。特に、飼い主の社会的責任の自覚や地域住民の理解を促していく上で、ボランティアや関係団体の協力は、不可欠であることから、こうした人材の育成やネットワークの構築が求められています。

(5) 県民と動物の安全確保

室内飼養されるペットが増え、動物と親密にふれあう機会が増えたことにより感染リスクも増加している「人と動物の

共通感染症（動物由来感染症、人獣共通感染症）」について、感染防止対策の推進が求められます。

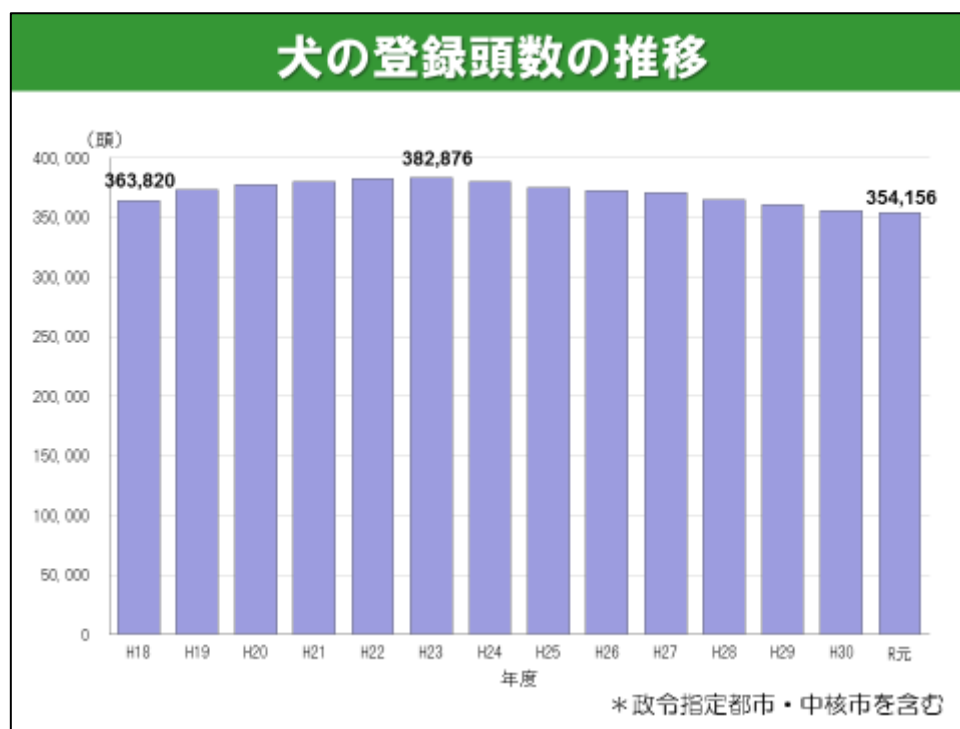
また、野犬等の収容や動物愛護管理法により知事（政令指定都市及び中核市は、各市長）の飼養許可を受けなければならない特定動物（人の生命、財産等に害を加えるおそれがある動物）の飼養施設への監視及び指導の徹底が求められます。

さらに、平常時から災害に備えた準備をするよう飼い主へ啓発するとともに、大規模災害が発生した場合における被災したペットの救護体制等についても整備する必要があります。

第3章 課題に対する施策展開

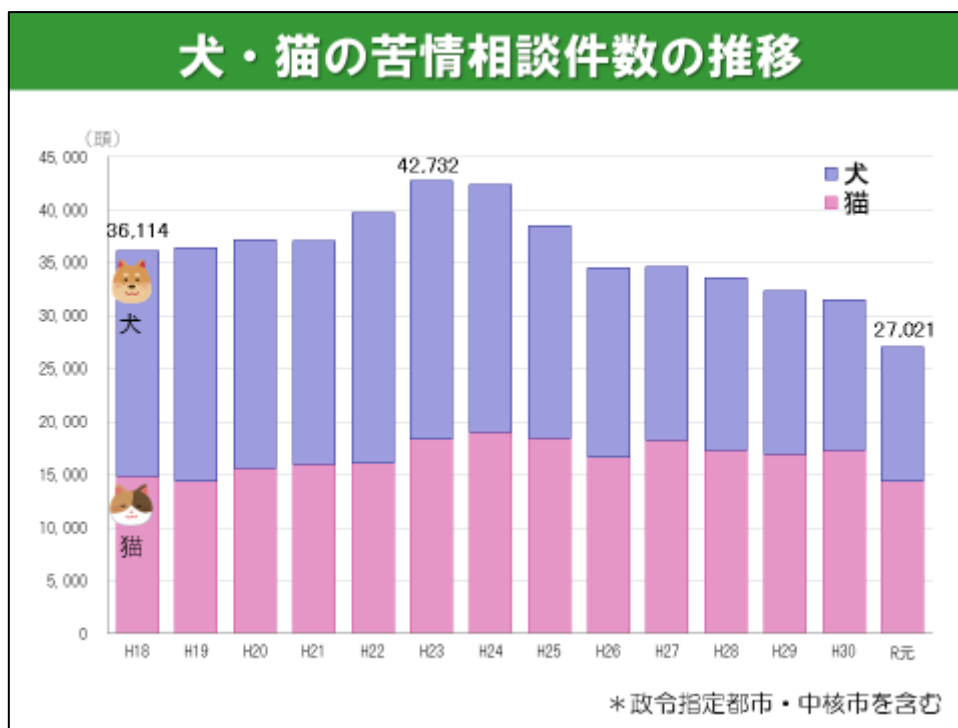
第1節 適正飼養の推進

1 現状

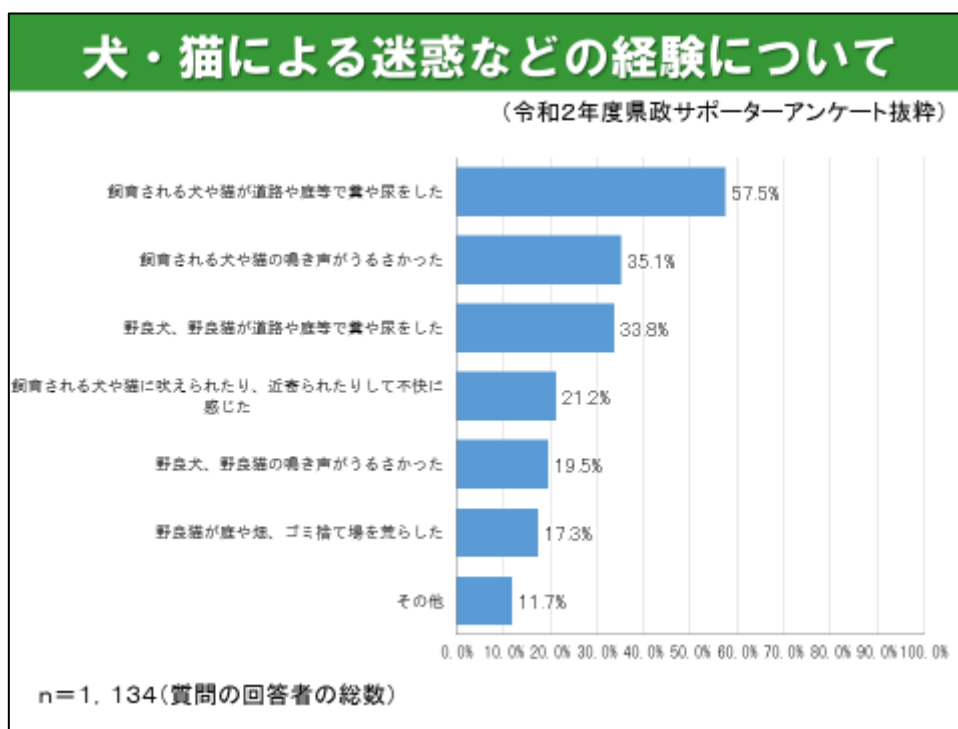


◇犬の登録（飼養）頭数は、平成23年度をピークに、近年は減少へと転じています。

◇また、県内における猫の飼養数は、約55万1千頭となっています。（令和元年度推定値）



◇全体的な苦情相談件数は、平成23年度をピークに、近年は減少傾向へと転向しています。犬に関するものが年々減少している一方で、猫に関するものはほぼ横ばいの状況にあります。



◇犬や猫について迷惑だと感じたことの内容について県政サポーターアンケートを実施したところ、「飼育される犬や猫が道路や庭等で糞や尿をした」が57.5%で最も多く、次いで、「飼育される犬や猫の鳴き声がうるさかった」35.1%、「野良犬、野良猫が道路や庭等で糞や尿をした」33.8%、「飼育される犬や猫に吠えられたり、近寄られたりして不快に感じた」21.2%となっています。

◇飼い主が犬や猫を家族の一員として大切にすることは大事だとする一方で、飼い方のマナーやモラルの欠如について問題視する意見が多く寄せられました。

◇住環境の都市化や核家族化の進行により、近隣との関係が希薄化するなかで、ペットの鳴き声や臭いなどの身近な問題が複雑・長期化し、対人関係のトラブルにまで発展する傾向も見受けられます。

ミニコラム

◎ 「猫可愛がり」だけでは、いけません

「犬や猫の糞・尿で困っている」という人に何うと、「動物は嫌いではないけれど、迷惑をかけるのが困る」という答えが返ってくるケースに出くわします。

令和2年度に実施した県政サポーターアンケート結果では、犬や猫による迷惑を受けた経験のある人のうち6割近くが、飼われている犬や猫の糞尿による迷惑を感じていました。

また、同アンケートで犬や猫の飼育経験について尋ねたところ、「飼ったことがある」と答えた人が6割近くを占め、多くの方が「犬や猫の飼い主」としての経験をお持ちであることも分かりました。

自分のペットが他人に迷惑をかけていることに「気付かなかった」では済まされません。

「動物好きが動物嫌いをつくる」という言葉もあります。自分にとってはかわいいペットですが、他人の目にはどう映っているのかも考えてみる必要があるでしょう。

自分のかわいいペットがご近所にも愛されるために、きちんとしつけをして、衛生的な環境にも心配りしましょう。

動物が社会の一員として受け入れられるかどうかは、飼い主次第なのであります。

2 取組課題

○動物の飼い主に対する正しい飼い方やしつけ方についての情報提供について、拡充が求められます。

○飼い主責任の徹底やモラルの向上に関し、更なる啓発の推進が求められます。

○自己の能力を超えた多頭飼育を防止するため、安易な飼養の抑止や適正な飼養個体数の管理、みだりな繁殖を防止するための不妊・去勢措置等について、啓発の推進や監視指導の徹底が求められます。

○「適正な飼養」には、他者に迷惑をかけないばかりでなく、動物の生理・習性・生態を理解し、動物の健康と安全を維持することも含まれていることを飼い主に理解してもらう必要があります。

○飼育動物の遺棄行為（捨てること）が犯罪であることの認識を深めるため、啓発の推進が求められます。

○また、みだりに動物を傷つけたり殺したりすることはもちろんのこと、動物に対し給餌・給水や健康管理を怠り、または飼養密度が著しく適正を欠いた状態で飼養することなどにより、動物を衰弱させるなどの行為も虐待行為に該当し、犯罪であることの認識を広めるため、啓発の推進が求められます。

○対話や相互理解を必要とする近隣トラブルに対処するため、当事者双方の仲介人（コーディネーター）としての役割を果たせる人材の確保が求められます。

○「子供たちの要望」によりペットを飼い始める家庭も多いため、幼少期から動物に関する正しい知識や命の大切さなどについて学ぶことが求められています。

情報板

☆動物愛護管理法（抜粋）

第 44 条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、5年以下の懲役又は 500 万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、1年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

4 前三項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

- 一 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえばと及びあひる
- 二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

3 目標・展望

○それぞれの飼い主が責任と自覚を持って正しく動物を飼養・管理することで、動物による近隣・他者への迷惑行為を防止し、地域において人と動物が共生するやさしい社会の形成を目指します。

4 施策展開

① 適正飼養啓発の強化

○しつけ方教室やふれあい教室などを通じて、飼い主に対して動物の生態や正しい飼い方について、知識や技術の提供等に努めます。

○ドッグラン等ペット飼養者が多く利用する施設における出張しつけ方教室の開催など啓発の機会の拡大に努めます。

○広報紙やホームページ、スマートフォンアプリなどの各種広報媒体を積極的に活用するとともに、動物愛護週間におけるキャンペーンや動物愛護フェスティバル等のイベントを積極的に開催し、適正飼養に係る啓発の充実に努めます。

② 事業者や関連団体等との協力

○民間ボランティアや民間企業との協働により、飼い主責任の徹底やモラルの向上についての啓発活動を積極的に推進します。

○ペットショップ等の協力を得ながら、これから動物の飼養を検討している人を対象に、安易な飼養の抑止や終生飼養義務の遵守、みだりな繁殖を防止するための不妊・去勢措置等を徹底することについての啓発活動を積極的に推進します。

○動物を原因とする近隣トラブルに対して、当事者間の仲介人（コーディネーター）として相談に応じることができる民間ボランティアとの協力体制を整備します。

③ 動物遺棄虐待防止の啓発推進

○遺棄虐待行為の原因のひとつとして、飼い主の飼養能力を超えて繰り返される繁殖行為の存在があり、その防止のために特に不妊・去勢措置に関する啓発に努めます。

○ペットを捨てることが犯罪であることの認知度がまだまだ低いことから、その周知の強化を行います。

○虐待行為には、愛護動物の健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束したり、疾病や負傷した際に適切な保護を行わないことも含まれていることなど、虐待行為について周知の強化を図ります。

○「愛護動物の遺棄等虐待防止旬間」における啓発事業等の集中的な実施により、遺棄虐待行為防止の強化に努めます。

○虐待の通報が獣医師に義務付けられたことについて、動物病院等に周知徹底を図ります。

○遺棄虐待行為を探知した際に、迅速かつ的確に警察等へ通報するため、関係行政機関や動物病院等との情報共有化などの連携を図ります。

④ 多頭飼育の適正化

○周辺への迷惑防止と飼養動物に対する虐待防止の観点から、犬猫多数飼養届出制の着実な運用により飼養実態の把握に努め、譲渡等による飼養数の削減や不妊・去勢措置などの適正な飼養について、助言や指導を早期に行い、動物の健康安全及び飼養環境の悪化防止に努めます。

情報板

☆アニマルホルダー（過剰多頭飼育者）を知っていますか？

アニマルホルダー（過剰多頭飼育者）とは、自分の飼育可能な範囲を大きく逸脱し動物を集め、手放せなくなっている精神状態に陥っている多頭飼育者のことです。

はじめは普通の動物愛護家や動物レスキューを行っている方と区別が付きませんが、犬や猫などを自分の管理可能限度を超えて集めつづけ、手放せないようになります。

最優先事項に動物の収集・保護（本人は善意の救助活動と考えている）があることから、本人や家族の生活や健康などが犠牲になりがちです。

動物が多いことから、適正な飼養管理が出来ず、動物の健康状態や飼養施設の衛生状態が悪いことも多く、動物虐待ともいえる飼養状態に置かれているケースもあります。

動物を手放すことに強い不安を感じ、新たな飼い主探しをせず、飼い主探しなどを申し入れる行政や動物愛護団体に対して疑心暗鬼になり、敵対視することも少なくありません。

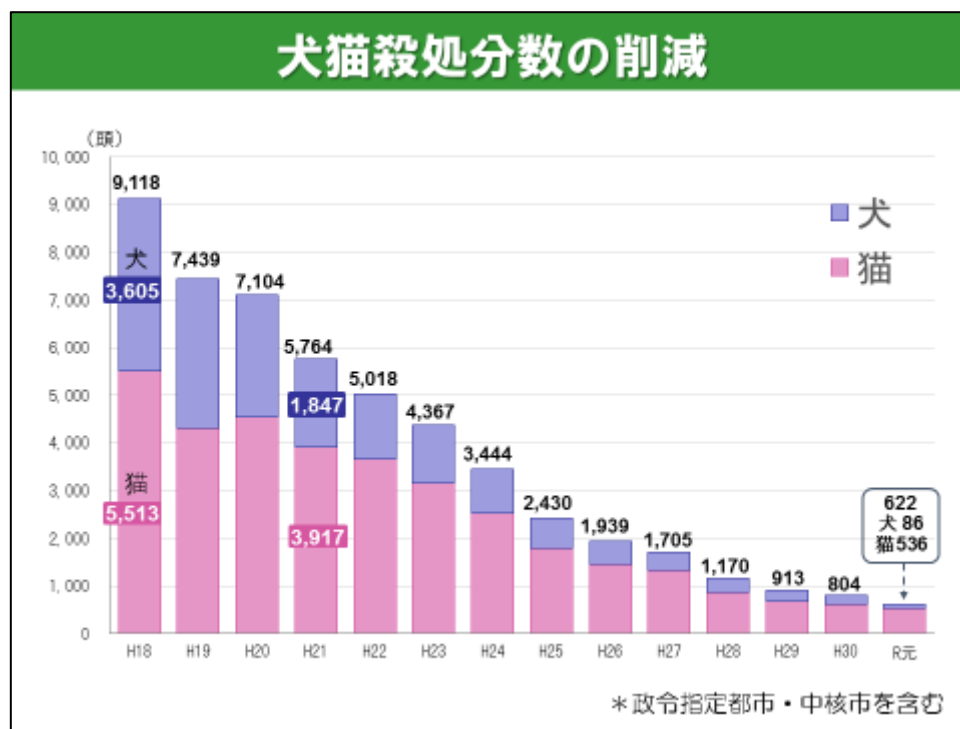
多くの場合、単に飼養数を減らすように促すことや、法で裁くことでは本当の解決にはならず、精神保健の立場からの「心のケア」を含めた長期的な取り組みが必要となります。

⑤ 次世代への動物愛護管理の考え方の普及

○学校での授業などを通じて、子どもたちに動物愛護管理の考え方についての普及啓発を推進するため、教育局との協力体制を整備します。

第2節 殺処分数の削減

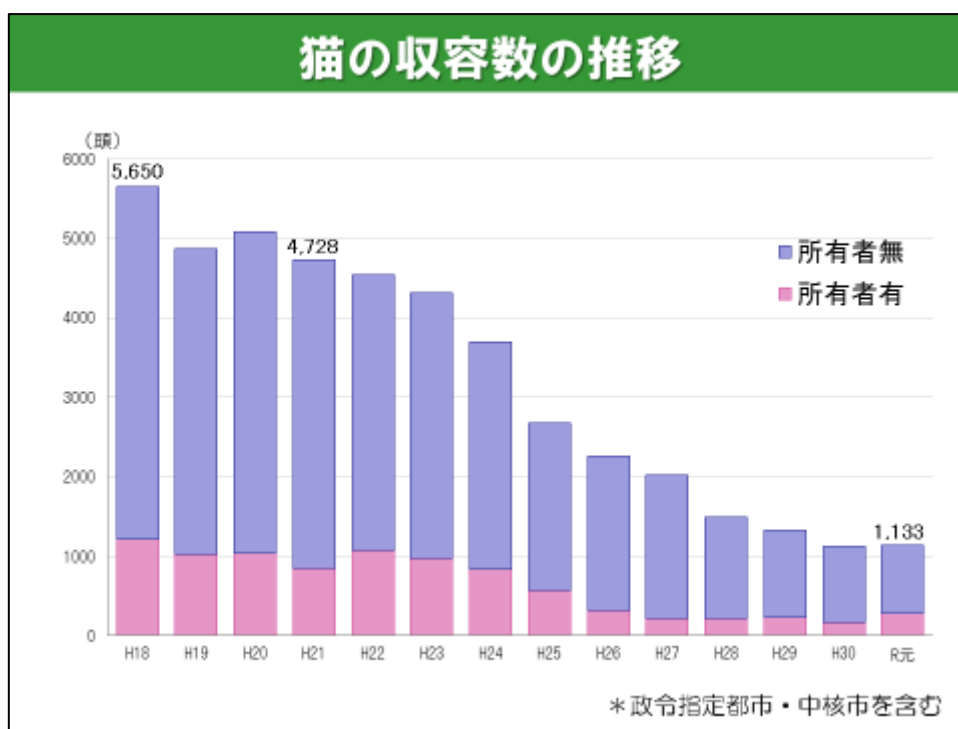
1 現状



◇犬・猫の殺処分数は毎年減少し、令和元年度には10年前の平成21年度に比べて9分の1以下まで減少しました。

◇犬については特に大きく減少し、10年前に比べて20分の1以下まで減少しました。

◇猫についても毎年減少し、10年前に比べて7分の1以下まで減少しました。



◇猫の収容数は減少傾向にありますが、依然として年間1,000頭を超える猫が収容されています。

◇猫の収容の内訳については、約8割前後が所有者不明のものであり、その多くが生後間もない子猫でした。

◇収容される子猫のほとんどは、飼い主のいない猫（いわゆる野良猫）が生んだ子猫であるとみられます。

2 取組課題

○自己の飼養能力を超えた繁殖行為を抑制するため、不妊・去勢措置の実施について、啓発の推進が求められます。

○安易な飼養の抑制や終生飼養責任の遵守について、啓発の推進が求められます。

○少しでも多くの命を救うため、元の飼い主への返還や新たな飼い主への譲渡の推進が求められます。

○また、飼い主のいない猫問題について、広く県民の関心を喚起して、その原因及び飼い主のいない猫を生み出さないための取組等に関する正しい認識を持ってもらう必要があります。

○犬・猫の殺処分数の削減に当たっては、動物福祉等の観点から、治癒が困難な負傷や疾病により延命が苦痛となってしまう個体、強い攻撃性を持つ譲渡不適正の個体など、やむを得ず致死処置を用いる場合の基準を明確にするよう、十分検討・整理する必要があります。

情報板

☆動物愛護管理法（抜粋）

第44条 1・2 （略）

3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

4 前3項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

一 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いばと及びあひる

二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

3 目標・展望

○それぞれの飼い主が終生飼養の責任を自覚し、その上で不妊・去勢措置の重要性を理解して、自己の飼養能力を超えた無計画な繁殖行為を繰り返さないことで、保健所等に収容される動物の数が減少し、結果として殺処分数も減少します。

○また、みだりに繁殖行為を繰り返させることは、「飼い主のいない猫」の生産行為であるということに周囲の関心の目を向けさせ、繁殖行為の反復を許さない環境基盤を整えます。

○収容された動物に可能な限り延命の機会が与えられるよう努め、少しでも多くの動物が殺処分を免れる環境の整備を目指します。

○以前から最終目標に見据えていた犬・猫の殺処分*ゼロを、本計画の終期に達成することを目指します。

622頭（令和元年度） → 0頭（令和12年度）

※治癒が困難な負傷や疾病により延命が苦痛となってしまう場合や、人や他の動物の安全の確保のために行う、やむを得ない致死処分については、慎重な検討を加えた上で除くものとする。

○経過指標値として、本計画開始5年目に犬の殺処分ゼロを達成することを目指します。

犬 86頭（令和元年度） → 犬 0頭（令和7年度）

4 施策展開

① 不妊・去勢措置等の啓発推進

○動物愛護推進員（第4節参照）を始めとするボランティアとの連携により、街頭活動や軒先訪問などを通じて、不妊・去勢措置の重要性、猫の屋内飼養の必要性及び終生飼養の徹底等についての啓発活動を積極的に実施します。

○自治会等の協力を得て、不妊・去勢措置の重要性、猫の屋内飼養の必要性及び終生飼養の徹底等についての啓発活動を実施します。

○専門家（獣医師等）による情報発信を推進し、不妊・去勢措置のメリットについて、飼い主の理解を深めます。

○行政のサポーターとして活動していただけるペットショップ等を募集し、店頭における啓発媒体（リーフレット、ポスター等）の配布・掲示及び顧客に対する飼い主責任についての積極的な呼びかけ等に協力していただきます。

② 個体識別措置の推進・徹底

○名札装着などの所有明示措置の実施、特にマイクロチップの装着及び情報登録機関への所有者情報の登録について、積極的な普及推進に取り組みます。

情報板

★マイクロチップとは

動物の個体識別等を目的とする2mm×8～12mmの生体適合ガラスで覆われた電子標識器具で、獣医師が専用の注射器を使って皮下に挿入します。

チップの固有番号と飼い主情報をデータベースに登録することにより、はじめて個体識別としての機能を持ちます。

専用のリーダー（読取機）で感知してチップに記録された番号データを読み取り、データベースに照会することで飼い主を特定できます。迷子や盗難をはじめ、大規模災害などで飼い主からはぐれた動物の身元確認に役立ちます。なお、県の全保健所及び動物指導センター、警察署にリーダーが配備されています。

ミニコラム

◎ マイクロチップさえ付いていれば・・・

「首輪が外れてしまい、鑑札と迷子札を残したまま飼い犬が行方不明になってしまった」という連絡が入るたびに残念な思いが募ります。

言葉を話せない犬や猫が迷子になったとき、無事飼い主の元に戻るために、鑑札や迷子札だけでなく、脱落の心配がない「マイクロチップ」を装着することを、ぜひお勧めします。

保健所や動物指導センターでは、飼い主不明の犬や猫を収容するたびに、マイクロチップデータをリーダー（読取機）で判別する作業を行っています。

「今度こそマイクロチップの反応があるように」との望みを託して・・・

大切な家族の一員です。「万一」に備えた「万全」の対策を考えてみてください。

○犬への鑑札・注射済票の装着が徹底されるよう努めます。

情報板

☆狂犬病予防法（抜粋）

（登録）

第四条 犬の所有者は、犬を取得した日（生後九十日以内の犬を取得した場合にあつては、生後九十日を経過した日）から三十日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長（特別区にあつては、区長。以下同じ。）に犬の登録を申請しなければならない。ただし、この条の規定により登録を受けた犬については、この限りでない。

2 市町村長は、前項の登録の申請があつたときは、原簿に登録し、その犬の所有者に犬の鑑札を交付しなければならない。

3 犬の所有者は、前項の鑑札をその犬に着けておかなければならない。

4～6（略）

（予防注射）

第五条 犬の所有者（所有者以外の者が管理する場合には、その者。以下同じ。）は、その犬について、厚生労働省令の定めるところにより、狂犬病の予防注射を毎年一回受けさせなければならない。

2 市町村長は、政令の定めるところにより、前項の予防注射を受けた犬の所有者に注射済票を交付しなければならない。

3 犬の所有者は、前項の注射済票をその犬に着けておかなければならない。

③ 収容動物の返還の推進

○飼い主への返還を推進するため、埼玉県迷子動物検索テレホンサービスの利用促進を図るとともに、保護した動物に関してホームページ等を活用した情報提供の機会拡大に努めます。

④ 譲渡の推進

○新たな飼い主への譲渡事業を推進するため、ボランティアとの連携を図ります。

○子猫育成ボランティア（ミルクボランティア）登録制度の活用などにより、これまでは死亡しやすく譲渡することが困難であった幼齢の子猫の譲渡を推進します。

○成犬・成猫の譲渡促進のため、動物関係専門学校（トリミングスクールやトレーナー養成スクールなど）をはじめ動物との関わりが深い民間企業との協力関係を築きます。

⑤ 引取り再考の推進

○犬・猫の引取り窓口において引取りを希望する飼い主に対し、再考を促す啓発リーフレット等を配布します。

○再考により引取りを思いとどまり、新たな飼い主を探す努力をする方へのバックアップに努めます。

⑥ 飼い主のいない猫対策の推進

○飼い主のいない猫に対する後先を考えない無責任な餌やり行為が望ましくないことについて普及啓発を強化します。

○飼い主のいない猫による問題の解決手段のひとつとして地域猫活動に着目し、地域における導入の促進に向けて、普及啓発や技術的助言を行うための環境を整備します。

○地域猫活動の支援体制については、市町村やボランティア団体等からの意見を聴きながら、そのあり方の検討を行い、充実を図ります。

○飼い主のいない猫の不妊・去勢手術に関する支援制度については、より効果的な運用方法を検討し、充実を図ります。

情報板

☆地域猫活動とは

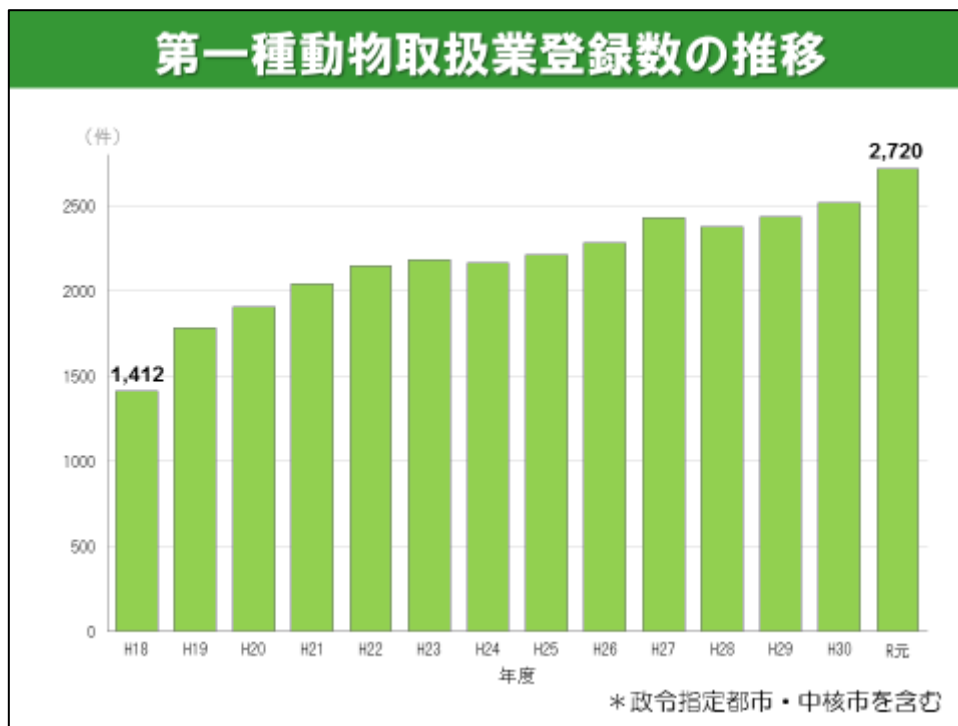
地域住民の理解を得た上で、住民やボランティアグループなどが、地域に住み着いた飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施してこれ以上増やさないようにし、その猫が命を全うするまで一代限りで、その地域において適切に管理していく活動のことです。

このように、地域に住み着き、その地域に住む人たちの理解とルールの下で適切に管理されている猫のことを「地域猫」と呼んでいます。

適切な管理とは、時間を決めたエサやりや残ったエサの片付け、トイレの設置や糞の後始末などについてルールを決めて行うことです。

第3節 動物取扱業の適正化

1 現状



◇平成17年の動物愛護管理法改正により、動物取扱業について、届出制からより厳しい登録制へと切り替わるとともに、対象業種範囲も拡大されました。

◇平成24年には、同法及び政省令の改正により動物取扱業の業種として、新たに2業種（競りあっせん業、譲受飼養業）が追加されるとともに、従来の動物取扱業は第一種動物取扱業として規制が強化されました。また、動物愛護団体等の営利性を持たない行為を対象に、第二種動物取扱業の届出制度が新設されました。

◇令和元年には、同法の改正により、第一種動物取扱業の遵守基準の具体化や取り扱う犬や猫へのマイクロチップ装着の義務化などが新たに規定されました。

情報板

☆第一種動物取扱業とは

動物の販売や保管等の行為を業として営むには、動物愛護管理法の規定により、知事（政令指定都市及び中核市にあっては市長）の登録を受けなければ、営業することができません。

なお、登録の対象となる業種は、次のとおりです。

- (1) 販売 …… ペットショップ、ブリーダー等、動物の販売や、それらを目的に繁殖や輸出入を行う業（飼養施設を持たないインターネット等による通信販売業者も含まれる。）
- (2) 保管 …… ペットホテル、ペットのシッターなど、顧客の動物を預かる業
- (3) 貸出し …… ペットレンタル業者など、動物を貸し出す業
- (4) 訓練 …… 訓練・調教業者など、顧客の動物を預かり訓練を行う業
- (5) 展示 …… 動物園、サーカスなど、動物を展示して観覧させる業
- (6) 競りあっせん …… 会場を設けて行う動物オークションなど、動物の売買をしようとする者のあっせんを行う業
- (7) 譲受飼養 …… 老犬・老猫ホームなど、有償で動物を譲り受けて飼養する業

ミニコラム

◎ 利用者も厳しい目を養って

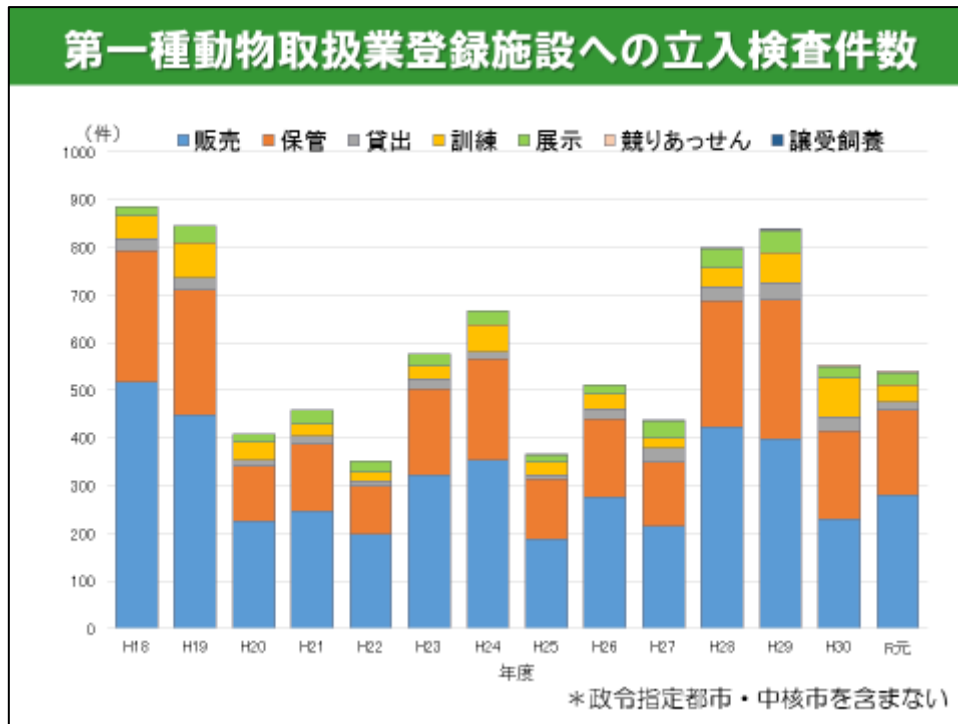
動物愛護管理法の改正により、平成12年からペットショップなどの動物取扱業が「届出制」になり、平成18年からは、更に厳しい「登録制」になりました。

ペット業界に対する法規制が厳しくなる一方で、買い手や利用者となる方々にも法令で業者に義務付けられた基本ルールなどについて理解を深めていただき、ルールを守れない悪質な業者は利用しないことが重要です。

時と場合によっては、不適正な営業行為を続ける業者を社会から排除する上で、行政の「目」よりも、客の「目」の方が効力を発揮することもあり得るものです。

業者が何よりも恐れるのは、厳しい「目」を持った人たちが増えることで、不適正な営業を続けると客足が遠のいてしまうことです。

厳しい客の「目」は、お店や業界を育てていきます。動物を購入する前にみなさんもご自身の「目」を鍛えてみてはいかがでしょうか。



◇現在、動物取扱業の登録・届出に関する事務及び対象施設に対する監視・指導等は、保健所において実施しています。

*さいたま市では、市動物愛護ふれあいセンターが実施しています。

◇動物取扱業者には、施設の維持管理や動物の取扱方法等について、細かな遵守事項が定められています。保健所等は、定期的な監視により施設の管理状況等をチェックするとともに、取り扱う動物の健康や安全を含め、適切な管理等がなされるよう指導しています。

2 取組課題

○行政が事業者に対し、必要な指導を行っていくためにも事前登録を徹底させ、無登録業者を排除することが重要です。

○動物取扱業者に法令遵守事項を徹底させるとともに、不適切な管理を続ける業者を排除していく必要があります。

○動物愛護管理法により事業所ごとに設置が義務付けられている動物取扱責任者について、日々変化する情勢の変化に対応し、動物取扱業に係る業務を適正に実施するため、資質向上を図っていくことも必要です。

○必要事項を記載した標識の店頭掲示や顧客への販売前の事業所における現物確認や対面説明など、動物取扱業者に義務付けられた責任事項等について、広く一般利用者へも周知していく必要があります。

3 目標・展望

○動物取扱業者が動物愛護管理法の理念を遵守し、自らの業行為を適切に行っていくことはもちろんですが、さらに、動物に関する様々な情報の発信源として、また、飼い主にとっての良きアドバイザーとして、人と動物が共生する社会の実現に向け、リーダーシップを発揮できる存在となることを目指します。

4 施策展開

① 動物取扱業への監視の強化

○行政が発信する情報の周知時期に合わせるなど、事業所等への効率的な監視・指導を行い、動物取扱業の適正化に努めます。

○一度に50頭以上の動物を扱える大規模飼養施設を擁する事業者については、継続的な監視を行い、飼養動物の健康及び安全が維持されるよう努めます。

○令和4年6月には、販売業者が取り扱う犬や猫へのマイクロチップの装着及び所有者情報の登録などが義務化されることから、その周知及び実施の徹底を図ります。

② 動物取扱業の資質の向上

○動物取扱責任者が果たすべき役割についての自己評価ができる機会を提供します。

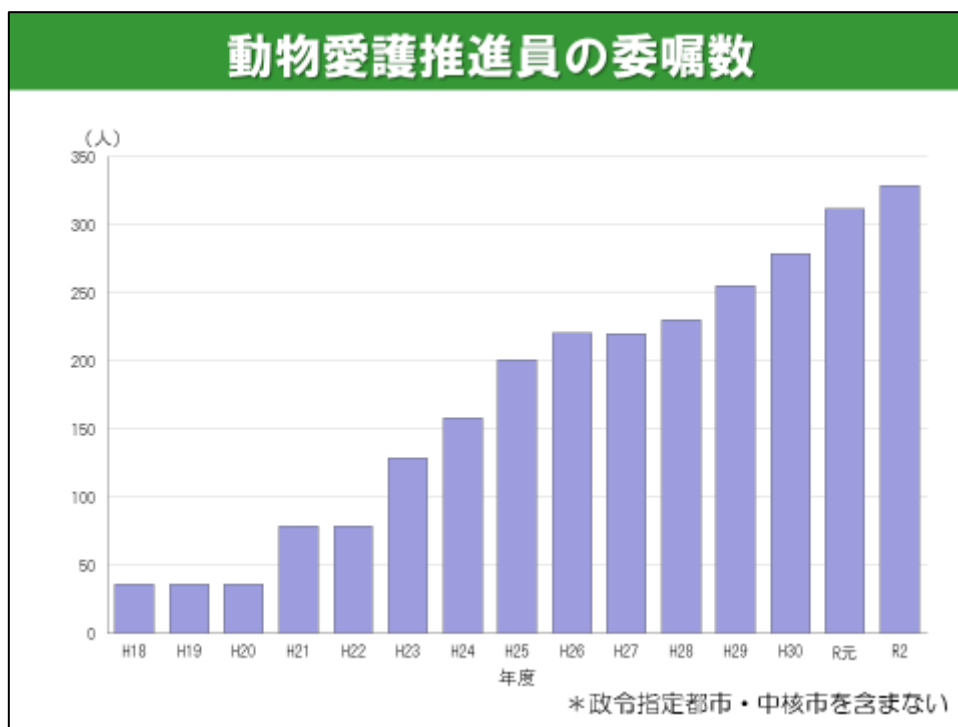
○動物取扱責任者へのアンケート調査等により、動物取扱責任者研修のテーマ等について、受講者ニーズの的確な把握に努めます。

○優良な動物取扱業者の育成及び業界全体の資質向上を図るために、事業者が主体となって行う活動を支援し、その取組を促進します。

○第一種動物取扱業の利用者に向け啓発事業を展開することにより、標識等の掲示、販売前の事業所における現物確認・対面説明の徹底等、第一種動物取扱業者に課せられた義務についての周知徹底を図ります。

第4節 地域活動の推進

1 現状



◇埼玉県では地域における活動を通じて動物愛護の推進に協力いただくことを目的に、動物愛護管理法第38条に基づき現在329名（令和2年度当初）の動物愛護推進員（以下「推進員」という。）を委嘱しています。

◇また、推進員の委嘱推進をはじめ推進員の活動に対する支援等を行うことを目的に、動物愛護管理法第39条に基づき動物愛護推進員活動支援協議会（以下「協議会」という。）を設置しています。

◇推進員を増員することにより、動物愛護活動の更なる充実を図るため、協議会の推薦による委嘱に加え、平成21年度から公募制による委嘱を開始しました。

◇平成24年に行われた動物愛護管理法の改正で、推進員の活動に災害発生時における動物の保護等への協力に関する項目が追加規定されました。

情報板

☆動物愛護管理法（抜粋）

（動物愛護推進員）

第38条 都道府県知事等は、地域における犬、猫等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱するよう努めるものとする。

2 動物愛護推進員は、次に掲げる活動を行う。

- 一 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を求めること。
- 二 住民に対し、その求めに応じて、犬、猫等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。
- 三 犬、猫等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあつせんその他の必要な支援をすること。
- 四 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために国又は都道府県等が行う施策に必要な協力をすること。
- 五 災害時において、国又は都道府県等が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力をすること。

情報板

☆動物愛護管理法（抜粋）

（協議会）

第39条 都道府県等、動物の愛護を目的とする公益法人、獣医師の団体その他の動物の愛護と適正な飼養について普及啓発を行っている団体等は、当該都道府県等における動物愛護推進員の委嘱の推進、動物愛護推進員の活動に対する支援等に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

◇埼玉県では動物指導センターにおいて、動物とのふれあいによる心身の機能回復や健康増進を図るため、ボランティアとの連携により、老人介護施設や児童養護施設などでのアニマルセラピー活動事業を実施しています。

◇令和元年度末現在、70名に事業協力ボランティア（アニマルセラピー部門）を委嘱し、御協力いただいております。

◇また、事業に参加する活動犬の認定制度を設け、令和元年度末現在、ボランティアが所有する22頭が活動犬として認定されています。

◇近年では、動物愛護団体や福祉施設が自主的にアニマルセラピー活動に取り組む動きが見られるようになってきました。

情報板

☆アニマルセラピーとは

動物とのふれあいや交流によって精神と肉体機能を向上又は回復させる“セラピー（療法）”の一種です。基本的にアニマルセラピーとは動物介在療法（AAT：Animal Assisted Therapy）のことですが、日本ではもう少し範囲を広くとらえ、アニマルヒーリングである動物介在活動（AAA：Animal Assisted Activity）や単に動物と触れ合うことなどもアニマルセラピーといわれることがあります。

2 取組課題

○県内全域で推進員を公募し、どの地域でも活動が展開できるようにする必要があります。

○推進員の活動分野について多様化を図り、幅広い分野で対応できるようにする必要があります。

○推進員相互の連携が図れる体制を整える必要があります。

○地域ニーズの複雑・多様化に対応するため、推進員の資質向上を図っていく必要があります。

○県内のどの地域でもアニマルセラピー活動が展開できるよう、ボランティアの充実を図る必要があります。

○また、アニマルセラピー活動を行う活動犬等の介在動物については、相応の訓練や健康管理が求められます。このため、活動の規模や内容に応じた個体確保の推進が求められます。

3 目標・展望

○民間ボランティアの協力を得て地域における諸問題の解決や啓発活動の推進に積極的に取り組みます。

○動物愛護推進員や動物指導センターの事業協力を行うボランティアなどを含めた、包括的なボランティア制度（彩の国動物愛護ボランティア）を設け、計1000名のボランティア体制を確保します。

4 施策展開

① 動物愛護推進員制度の充実

○推進員の委嘱状況等に関する情報について、配置地域別、活動分野別に整理し、リスト化するなどして人材データベースの構築を図ります。

○推進員同士の情報交換会の開催や機関通信紙の発行等により、推進員相互の交流を積極的に推進します。

○推進員に対する定期研修会の開催や活動支援マニュアルの作成等により、推進員への支援及び育成を行います。

○ホームページ等を通じ推進員の存在や活動について、広く一般への周知に努めます。

② 動物介在活動（AAA：Animal Assisted Activity）の支援

○一般の動物愛護ボランティアの中からアニマルセラピーへの関心や活動の素質を有する人材の発掘に努め、アニマルセラピーボランティアの拡充を図ります。

○アニマルセラピー活動犬の養成教室や認定試験を実施し、活動の規模や内容に適した活動犬の育成の推進を図ります。

○アニマルセラピー活動に自主的に取り組む動物愛護団体などの支援を進めます。

情報板

☆動物介在療法(AAT : Animal Assisted Therapy)

医師などの専門家が治療を目的として行う動物とのふれあいを利用した医療行為です。動物とのふれあいにおける研究データなどから医学的に“セラピー（療法）”を導き、多くの療法プログラムがあります。

☆動物介在活動(AAA : Animal Assisted Activity)

ボランティア等が、病院、高齢者福祉施設、児童養護施設などに動物を連れて行き、参加者とコミュニケーションを図ってもらいヒーリング（癒し）効果を導く活動をいいます。

動物介在活動を行う側には衛生面などの配慮が必要で、活動動物については健康に気をつけ、常に清潔にしておくこと、しつけをしっかりとしておくことが求められます。

また、受け入れる側も参加者に動物へのアレルギーがないことの確認や動物とのスキンシップがうまく取れる環境を人的にも場所的にも整えておく必要があります。

☆動物介在教育(AAE : Animal Assisted Education)

獣医師やボランティアなどが、小中学校等へ愛護動物を連れて訪問し、動物とのふれあいを通じ、子供達に動物愛護の精神を培う教育で、子供の情緒の健全な発達を目的としたものです。

第5節 県民と動物の安全確保

1 現状

(1) 人と動物の共通感染症について

埼玉県動物指導センターにおける

「人と動物の共通感染症」に関する検査

対象動物		検査項目
収容動物	譲渡対象犬 (AAA参加犬)	糞便検査（寄生虫等・細菌検査）
	譲渡対象猫	
	収容動物（※1）	糞便：寄生虫検査（クリプトスポリジウムは遺伝子検査を含む） 細菌検査（カビ等） 血液：トキソプラズマ血清抗体価（猫） Q熱・日本紅斑熱等の血清抗体価 奴ブチリア・バベシア（血液薄層塗抹標本）
	負傷猫	血液：簡易キット（猫白血病ウイルス抗原及び猫免疫不全ウイルス抗体の検出）
センター飼養成犬等	糞便検査（寄生虫等・細菌検査（※2））	
ボランティア飼養動物		
咬傷犬 (狂犬病鑑定依頼)	狂犬病ウイルス遺伝子検査	

※1 衛生研究所との共同事業：野鼠捕獲調査（イノコック等）も実施

※2 O157、サルモネラ及びカンピロバクターを実施

◇県動物指導センターでは県内の犬や猫について、寄生虫を始め各種感染症の保有実態の把握に努めています。このため、県衛生研究所と協同し、同センターに収容される犬や猫の血液検査や糞便検査によるモニタリング調査を実施しています。

◇本調査により、平成17年度には本州で初めて犬のエキノコックス症の感染例を確認しました。

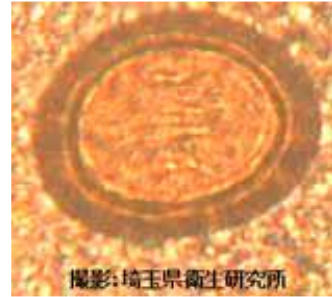
情報板

☆エキノコックス症

感染した犬の糞便中に排出された虫卵を介して人に感染し、肝臓等に幼虫が寄生することで重い症状を誘発します。

北海道内ではキタキツネなどの野生動物を中心とする感染拡大が問題となっています。

埼玉県で発見されたエキノコックス



撮影:埼玉県衛生研究所

エキノコックス (多包条虫)
Echinococcus multilocularis の虫卵

◇ふれあい事業等の参加者の「人と動物の共通感染症」への感染リスク軽減を図るため、ふれあい動物に対し糞便検査（細菌、寄生虫卵）等を実施しています。

情報板

☆人と動物の共通感染症

動物由来感染症、人獣共通感染症、ズーノーシス (zoonosis) ともいい、同じ病原微生物が人にも動物にも感染する病気の総称です。

(2) 特定動物の飼養・保管許可及び監視・指導について

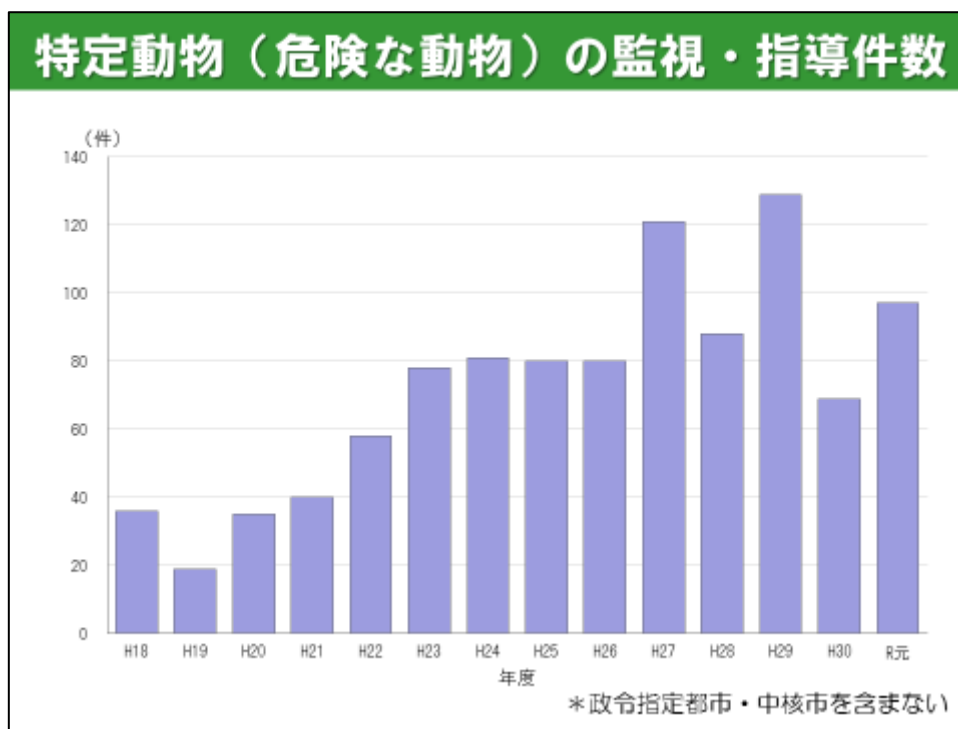
◇動物愛護管理法の改正により平成18年6月から、人の生命、財産等に害を加えるおそれがある動物(特定動物)の飼養・保管について、許可制が導入されました。

情報板

☆特定動物

ライオン、虎、ニホンザル、マムシなど、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがあるとして、動物愛護管理法で定められた動物の呼称です。特定動物が交雑して生じた動物(例:オオカミと犬の交雑種)も規制対象とされています。

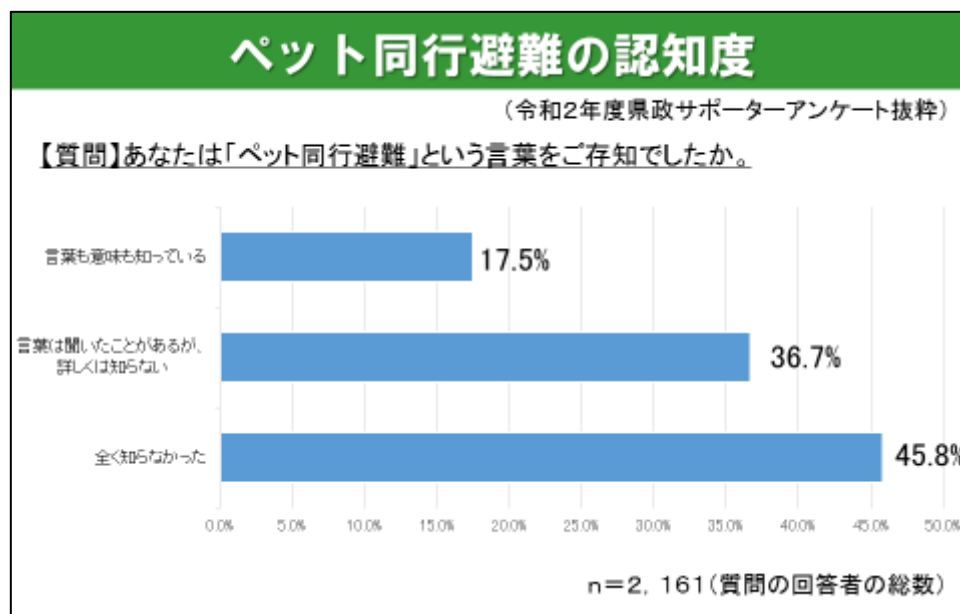
◇令和元年の動物愛護管理法の改正により、令和2年6月から特定動物を愛玩目的で新たに飼養・保管することが禁止されるとともに、特定動物の交雑種が規制の対象に追加されました。



◇現在、特定動物の飼養・保管に関する許可事務及び当該飼養施設に対する監視・指導等は、保健所において実施しています。

*さいたま市では、市動物愛護ふれあいセンターが実施しています。

(3) 人とペットの災害対策について



◇ペット同行避難という言葉を知っているか県政サポーターアンケートを実施したところ、「全く知らなかった」という方が45.8%で最も多く、次いで「言葉は聞いたことがあるが、詳しくは知らない」が36.7%、「言葉も意味も知っている」が17.5%でした。

◇被災時の円滑な同行避難や救護のためには、飼い主による平常時からのペットのしつけやワクチン接種等の適正な飼養管理とともに、ケージやフード等のペット防災物資の準備が必要です。

◇現在、県内で飼養されている動物の数は、犬・猫だけでも約105万頭と推定され、直下型地震などの大規模都市災害が発生した場合、多くのペットも被災することが予想されます。

(4) 実験動物や畜産動物などの取扱いについて

◇社会における動物愛護の気風が高まるにつれ、一般のペット動物だけでなく、実験動物や畜産動物などについても、一定の節度をもって適正に取り扱われることが求められるようになってきました。

2 取組課題

○「人と動物の共通感染症」に関する調査・研究の充実を図るとともに、動物取扱業者や飼い主に対して、感染予防に関する正しい知識について啓発していく必要があります。

○特定動物の飼養実態を的確に把握し、行政の監視下において適切な飼養・管理の徹底を図らせるためにも、当該許可制度についての周知徹底に努め、無許可飼養者を排除することが重要です。

○大規模災害に備え、平常時からのペットと飼い主の災害対策について啓発を行うことや、被災動物の救護体制を整備することが求められます。

○災害発生時にペットと共に避難場所へ避難する「ペット同行避難」の認知度が未だに低いことから、県民に向けて広く周知し、その認知及び理解を深めることが求められます。

○また、ペット同行避難ができる環境の整備に取り組む市町村を支援していく必要があります。

○令和4年6月から、一般飼養者が飼養する犬や猫へのマイクロチップ装着が努力義務化されることから、マイクロチップ装着について一層の啓発が求められます。

○特定の目的を持って飼養・管理される動物についても、可能な限り、動物福祉の観点から適切に取り扱われるよう、動物実験施設や畜産施設等に対する啓発が求められます。

3 目標・展望

○動物が人に迷惑をかけることも人から危害を加えられることもない環境づくりを目指し、人と動物が安心して共生できる社会基盤の整備を図ります。

4 施策展開

① 人と動物の共通感染症に対する調査研究

○衛生研究所等の協力を得て、動物指導センター等における「人と動物の共通感染症」関連の調査・研究事業の充実を図ります。

② 人と動物の共通感染症に対する啓発の強化

○動物展示（ふれあい）施設等に対して、「人と動物の共通感染症」対策に関する正しい知識を啓発していきます。

③ 特定動物（危険な動物）から人への危害防止

○特定動物を新たに愛玩目的で飼養・保管することが禁止されるとともに、特定動物の交雑種が規制対象に追加されたことについて周知を推進し、遵守を徹底します。

○特定動物飼養施設における逸走防止措置、危害防止措置及び所有明示措置等が確実に講じられるよう、定期的に監視を行います。

○災害時等における、特定動物の万が一の逸走に備え、日頃から関係機関と連携し、情報の共有化に努めます。

④ 人とペットの災害対策の推進

○飼い主に対し、平常時からのペットのしつけや健康管理、所有明示措置、必要な物資の備えなどについての啓発に努めます。

○ペット同行避難について県民に向けて広く周知し、その内容が正しく理解されるよう啓発に努めます。

○自治体や避難所管理者を対象としたペット同行避難ガイドラインを作成し、避難所におけるペット受入れ体制の整備を促進します。

○災害時に最低限必要な食料や用品等を備蓄するための災害時非常備蓄庫の確保に努めます。

○ペットフードメーカーや地域量販店等の協力を得て、非常用物資の供給源確保に努めます。

○獣医師会や動物愛護団体等と連携し、同行避難の啓発や被災動物の救護に係る協力体制を整えていきます。

○災害発生時に動物救護をサポートしていただける方を募り、平常時から人材を確保し、災害発生時における協力体制の整備に努めます。

○マイクロチップ装着の一層の推進に努めるとともに、情報登録機関への所有者情報の登録について周知を図ります。

⑤ 実験動物の取扱いに関する啓発

○動物実験施設等への「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」の一層の周知、特に「3Rの原則」について啓発していきます。

情報板

★3Rの原則

代替法の活用（Replacement）、使用数の削減（Reduction）、苦痛の軽減（Refinement）の3つの頭文字を取って名付けられたもので、実験動物における福祉の基本理念として国際的に普及・定着しています。

⑥ 産業動物・使役動物の取扱いに関する啓発

○農林部の協力を得て、家畜の取扱いについて、畜産業者等への「産業動物の飼養及び保管に関する基準」の周知を行います。

○災害時における産業動物の取扱いについて、農林部その他関係機関との連携及び必要な情報の共有を図ります。

○環境部の協力を得て、狩猟犬の取扱いについて、県内猟友会等へ動物愛護の観点に基づいた飼養管理等の周知に努めます。

○福祉部の協力を得て、身体障害者補助犬の取扱いについて、県内の身体障害者補助犬使用者及び身体障害者補助犬の育成関係者に対し動物愛護の観点に基づいた飼養管理等の周知に努めます。

情報板

☆身体障害者補助犬とは

「盲導犬」、「介助犬」及び「聴導犬」を指し、身体障害者補助犬法（平成十四年五月二十九日法律第四十九号）においては、補助犬の同伴入場等に関して、公共施設や民間事業所等への受け入れを義務づけています。

第4章 計画の推進

第1節 計画の周知

本計画について、通知を始め関連する会議、研修の場での説明を通じて各市町村、関係機関及び関係団体の理解を深めるとともに、ホームページ等の広報媒体や関連イベント等での紹介を通じて広く県民への周知を図るよう努めます。

第2節 関係機関との連携

(1) 市町村との連携

県は、本計画に掲げる施策の推進を図る上で必要な市町村との連携体制の構築に努めるとともに、市町村担当者との交流の場を設け、積極的な意見交換等を行います。

また、県は、技術的助言や情報提供など、市町村が地域における動物愛護管理施策を推進する上で必要な支援を行うものとします。

情報板

☆動物愛護管理法（抜粋）

（普及啓発）

第3条 国及び地方公共団体は、動物の愛護と適正な飼養に関し、前条の趣旨にのっとり、相互に連携を図りつつ、学校、地域、家庭等における教育活動、広報活動等を通じて普及啓発を図るよう努めなければならない。

(2) 動物関係団体との連携

関係公益団体を始め、地元の動物愛護団体や個人ボランティアとの連携体制を整備し、それぞれの得意分野や特性を活かしながら、適切な役割分担により本計画の推進を図ります。

(3) 他の都道府県との連携

他の都道府県と共通する課題や広域的な対応が必要な事例については、緊密な連携を図りながら、広域的な視点からの取組を図ります。

(4) その他の関係機関等との連携

動物愛護部局以外で動物との関わりを持つ機関等に対し、動物愛護の観点から、動物との向き合い方や接し方などについての周知に努め、広く動物福祉の推進を図ります。

第3節 推進体制の整備

専門的な知識や技術を習得した職員の養成を推進するとともに、動物愛護管理行政を担当する組織のあり方についても視野に入れながら、高度な監視体制の構築に努めます。

また、「人と動物の共通感染症」の調査研究や関連ボランティアの養成などについての中核機関として、県動物指導センターの機能強化を図ります。

第4節 計画の進行管理

本計画に基づく施策の進捗状況について年度ごとに目標達成状況をホームページ等の広報媒体を通じて公表します。また、社会情勢の変化や目標の達成状況に応じて施策展開に反映します。

さらに、県政サポーターアンケートなどを利用し、状況に応じて動物の飼養等に係る県民の意見を募集し、計画推進の指標とします。

埼玉県動物愛護管理推進計画

～第二次改定版～

(令和3年度～令和12年度)

令和3年3月発行

編集発行／埼玉県保健医療部生活衛生課

〒330-9301

さいたま市浦和区高砂3-15-1

TEL 048-830-3612

FAX 048-824-2194

E-mail a3600-02@pref.saitama.lg.jp